

関市留守家庭児童教室（4教室）運営業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この要領は、関市留守家庭児童教室（4教室）運営業務委託の受託者選定について、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を総合的に評価し、契約の相手方として最も適切な事業者を選定するため、関市留守家庭児童教室運営業務に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）について必要な事項を定めるものとする。

2. 業務概要

- (1) 業務名 関市留守家庭児童教室（4教室）運営業務委託
- (2) 業務内容 別紙「関市留守家庭児童教室（4教室）運営業務委託仕様書」参照
- (3) 業務委託期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
- (4) 委託準備期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- (5) 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約
- (6) 予算上限額 214,256,000円
(第二種社会福祉事業であるため消費税非課税)

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 本プロポーザルの公告日において、関市競争入札等参加者名簿に登録されていること（未登録の場合は、参加申込みの日までに関市競争入札等参加資格申請をすること。）。
- (2) 本プロポーザルの公告日から契約締結の日までの間に、関市競争入札参加者資格停止措置要領（平成7年関市告示第77号）の規定による入札参加者資格停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 関市暴力団排除条例（平成24年関市条例第29号）第6条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 過去5年間（令和元年4月1日から令和6年3月31日まで）において官公庁（関連団体を含む。）が発注する留守家庭児童教室（放課後児童クラブ）運営業務について受託した実績があること。なお、自ら運営している実績であること。人材派遣は実績として認めない。

(7) 国税の未納がないこと。本店、支店、営業所等が関市に存する場合は、市税の未納がないこと。

4. スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは次のとおりとする。ただし、本市の都合により変更する場合がある。

	事 項	日 時
①	公告日	令和6年7月25日(木)
②	参加表明書提出期限	令和6年8月9日(金)
③	参加資格確認通知書交付	令和6年8月22日(木)
④	仕様書等に関する質問受付期間	令和6年8月23日(金)から 令和6年8月27日(火)まで
⑤	質問に対する回答	令和6年9月4日(水)まで
⑥	提案書等の提出期限	令和6年9月19日(木)
⑦	審査（プレゼンテーション）実施日 優先交渉事業者の選定	令和6年10月2日(水)（予定）
⑧	審査結果（優先交渉権決定）通知	令和6年10月9日（水）（予定）
⑨	委託契約の締結	令和6年10月下旬（予定）
⑩	受託開始準備	契約締結日から 令和7年3月31日(月)まで
⑪	業務委託開始	令和7年4月1日(火)

5. 質疑応答

本プロポーザルに関する質問がある場合は、質問書（様式第12号）を次のとおり提出すること。

(1) 質疑応答期間

令和6年8月23日(金)から令和6年8月27日(火)午後5時まで

(2) 質問方法

電子メールで提出すること。電子メールの場合は、件名に「関市留守家庭児童教室運営業務委託プロポーザルに関する質問（事業者名）」と記載すること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和6年9月4日(水)までに、質問者を非公開の上、メールにて全参加者（参加表明取届提出者は除く。）に返信回答する。

6. 参加申込み及び参加資格審査

本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式第1号）
- イ 会社概要書（様式第2号）
- ウ 業務実績に関する報告書（様式第5号）

(2) 参加表明書等提出期限

令和6年8月9日(金)午後5時までに必着

(3) 提出方法

事務局に持参又は郵送により提出すること。

※持参による場合は、市役所の閉庁日を除く各日午前8時30分から午後5時までとする。郵送による場合は、提出期限内必着とする。

(4) 参加資格審査

提出された書類を基に参加資格について審査し、その結果を申込者に対して参加資格審査結果通知書（様式1-2又は様式1-3）により通知する。

7. 企画提案

企画提案をする場合は、次のとおり提出すること。

(1) 提出書類 全7部

- ア 企業理念に関する提案書（様式第3号）
- イ 経営状況に関する報告書（様式第4号）
- ウ 業務実績に関する報告書（様式第5号）
- エ 危機管理体制に関する提案書（様式第6号）
- オ 教室運営に関する提案書（様式第7号）
- カ 従事者の資質向上、雇用等に関する提案書（様式第8号）
- キ 一定の支援が必要な児童に関する提案書（様式第9号）
- ク 見積書（様式第10号）
- ケ その他 必要と考えた内容（任意様式）

(2) 企画提案書等提出期限

令和6年9月19日(木)午後5時までに必着

(3) 提出方法

事務局に持参又は書留郵送により提出すること。

※持参による場合は、市役所の閉庁日を除く各日午前8時30分から午後5時までとする。郵送による場合は、提出期限内必着とする。

8. プレゼンテーション

(1) 実施日

令和6年10月2日(水)（予定）

(時間及び場所については、参加者に別途連絡する。)

(2) 実施方法

- ア 持ち時間は、説明30分、質疑応答15分とする。
- イ 出席者は、3名以内とする。
- ウ プレゼンテーションの実施順序は、企画提案書等の提出の順番とする。
- エ プレゼンテーションの実施にあたり、備品等を使用する場合は、事前に事務局に報告することとし、備品等は全て参加者が用意すること。(プロジェクター、スクリーン、接続用ケーブルは本市で用意するが、パソコンは持参すること。)
- オ プレゼンテーションに欠席し、又は遅刻した場合は、審査の対象としない。
- カ プレゼンテーション終了後の回答内容の変更は認めない。

9. 審査方法

本プロポーザルの受託候補者の選定にあたっては、本市が別に定める関市留守家庭児童教室(4教室)運営業務委託プロポーザル審査要領に基づき審査するものとする。

10. 審査結果

- (1) 審査結果は、企画提案者に対しプロポーザル審査結果通知書(様式1-4)により通知する。
- (2) 審査結果は、関市ホームページにおいて公表する。
- (3) 審査結果について不服申立て等は認めない。

11. 契約締結

- (1) 契約の締結にあたっては、審査された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、受託候補者として選定された者と市が協議及び調整を行い、契約締結に向けて交渉するものとする。
- (2) 交渉の結果、契約の締結に至らなかった場合、次の順位の企画提案者と同様の交渉を行うこととし、以下同様とする。
- (3) 受託候補者として選定された者が、「12. 失格事項」に該当することが判明した場合、選定を取り消すこととする。その場合、次の順位の企画提案者と交渉を行うこととし、以下同様とする。

12. 失格事項

受託候補者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、失格とする。

- (1) 「3. 参加資格要件」を満たさなくなった場合
- (2) 受付期間内に所定書類等を提出しなかった場合

- (3) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が「2. 業務概要」の「(5) 予算上限額」を超えている場合
- (5) 審査の公平性を害する行為又は不正若しくは不誠実な行為があったと認められる場合
- (6) 契約を履行することが困難と認められる状況に至った場合

13. その他

- (1) 本プロポーザルに係る費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 各種書類の提出後は、提出書類に記載された内容について、本市の同意なく変更することは認めないものとする。
- (3) 提出書類は、返却しないものとする。
- (4) 提出書類は、本プロポーザルの目的以外に使用しないが、必要な範囲において複製する場合がある。
- (5) 提出書類は、関市公文書公開条例（平成9年関市条例第44号）に基づく公開請求により、公開する場合がある。

14. 問い合わせ先

事務局 岐阜県関市若草通3丁目1番地
関市教育委員会 教育総務課
電話番号 (0575) 23-7722
FAX (0575) 23-7747
メールアドレス somu-edu@city.seki.lg.jp